

2019年2月22日

各 位

会 社 名 株式会社さわやか倶楽部

代表者名 代表取締役社長 内山文治

### 行政処分に関するお詫びとお知らせ

弊社が運営する障がい児通所支援事業放課後等デイサービス「さわやか愛の家あかいわ館」において、岡山県知事より以下の行政処分を受けましたのでお知らせいたします。

利用児童をはじめ関係各位の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、今回の処分を厳粛に受け止め、今後は全社員が法令順守と再発防止に全力で取り組んで参ります。

### 記

#### 1. 行政処分の内容

指定障害児通所支援事業者に係る法第21条の5の3第1項の指定の全部の効力停止

#### 2. 主な違反の条項

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第66条第1項及び第71条において準用する第27条の規定に適合した業務を行っていないにもかかわらず、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」の規定に従った減算を行わずまた、加算算定をして障害児通所給付費を不正請求し受領した

#### 3. 行政処分を受けた日

2019年2月22日

#### 4. 業務停止期間

2019年4月1日～同年7月31日

#### 5. 当該処分に基づき講じた改善策（講じる改善策）

関係法令遵守のための指導、教育体制を強化し、再発の防止に努めて参ります。

以上